

第2章 社員(会員)

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)の社員(会員)とする。

(1)正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(4)2年以上会費を滞納したとき

(5)除名されたとき

(6)総正会員が同意したとき

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2)本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 会長は会員を除名したときは除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

以上定款の内容に同意し、第10条第1項第1号及び第2号に該当することが認められた場合、自ら退会を申し出ます。